

議案第 4 5 号

協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

富山地域合併協議会  
会 長 森 雅 志

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新市の議会の議員の定数については、地方自治法第 91 条第 1 項に定めるところにより 46 人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 1 項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間（4 年間）に限り、48 人とする。
- 2 新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第 15 条第 6 項及び第 8 項の規定を適用し、5 つの選挙区を設けるものとする。  
選挙区の区域と各選挙区において選挙すべき定数は、富山市の区域を 34 人、大沢野町及び大山町の区域を 5 人、八尾町及び婦中町の区域を 7 人、山田村の区域を 1 人、細入村の区域を 1 人とする。  
なお、次回の一般選挙では選挙区を廃止し、新市を 1 つの区域として選挙を行うものとする。

関係法令

議会の議員の定数

地方自治法（昭和22年法律第67号） 抜粋

- （市町村議会の議員の定数）
- 第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。
- 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。
- （1）～（8）（略）
- （9）人口30万以上50万未満の市46人
- （10）～（11）（略）
- 3～6（略）
- 7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。
- 8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- 9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- 10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号） 抜粋

- （議会の議員の定数に関する特例）
- 第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

公職選挙法（昭和25年法律第100号） 抜粋

- （地方公共団体の議会の議員の選挙区）
- 第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、都市の区域による。
- 2～5（略）
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。（但書きは略）
- 7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。